

## 御官林炭焼立御請書

第四大區二十七小區<sup>(1)</sup>

青山村之内黒澤

## 青山黒沢『炭焼立嘆願』

## 米水津古文書解説会

(故) 井上 安徳

児玉 潤子・菅野 隆光

浜田 平士・三股 廣喜

吉田 勝重・吉田齊次郎

歴史資料館所蔵『汐月三代吉旧藏古文書』の史料の一部である。廢藩後、炭焼再開を願う黒沢から嘆願書が提出される。明治八年から西南の役を挟んで十四年まで数度の交渉が行われた。

明治八年九月廿四日 百姓惣代 井戸口 勘藏<sup>(2)</sup>  
 同 同 多田 柳平  
 同 同 安藤 此平  
 同 汐月 惣平  
 同 田中 幸太郎  
 右立會副戸長 戸坂陽一  
 同 戸長 堺田兵助<sup>(3)</sup>

奉嘆願候處先般炭焼不致而者生計差支候者ニ限り一ヶ年分丈御拂下御許可ニ依而同人共金主入着手相成難有仕合ニ奉存候然處今般外村々ヨリ苦情申立候ニ付重松少属殿染谷史生殿御出張御説諭之趣奉謹承候當村ニ於而者炭焼稼方営業相成候得者毫モ他念無御坐候猶此上打續キ営業相成候様奉懇願候依而此段御請申上候以上

維新後、戸籍調査を踏まえて一律の行政区画で全国再編成される中、文書にはFAXやコピーの無い時代の苦労や、時間の経過とともに、黒沢の人々の戸惑い、焦燥が見受けられる。

更に、刻々変化する上層部の役職に維新後の旧藩士の足跡が残る。

書面黒澤ヨリ申立之趣戸長ヨリ承り候ニ付

奥印仕候以上

區長

山名 勇記<sup>(4)</sup>

候様奉懇願候依而此段御請申上候以上  
明治八年九月廿四日 百姓惣代 井戸口勘 番

大分縣令森下景瑞<sup>(5)</sup>殿

請書之趣 聞置候尤連年

營業之義者猶引繞キ林木

拂下有之候様申立可遣条此段

可存事

明治八年九月廿七日

御官林炭燒立御請書

第四大區三十七小區青山村之内黒澤

當村從未炭山稼營業仕候候寧休山相成波世方難  
禁仕候旨炭燒立仕度又般中尾喜平利江示謬再三

奉嘆願候處先般炭燒不致而者生計差支候旨院  
五年分丈御拂下御計可候而同人共金主入、居半  
相度難有仕合奉存候然要今般外村々より苦煩  
申立候。付重松少齋殿達天史生嚴御出張御說諭之  
趣奉謹承候旨付於而者炭燒稼營業相成候  
得者毫王他念無御坐候猶比上打續キ當營業相成

奥印仕候以上

書面黒澤ヨリ由言ふ趣旨長ヨリ承候。旨

古寺會割合過  
同 司 刃川 懇平  
同 夕長堺田兵 劍  
同 田中幸太郎

安藤此平

同 伊田柳平

大分縣令森下景瑞殿

區長山名勇記

桂書之趣安人應之連年  
蒙承奉奉於門清事不

拂下御請申立之乞求申候

九月廿七日

## 【読み下し】

御官林炭焼き立て御請書

第四大區二十七小區青山のうち黒沢

当村從来炭山稼ぎ當業仕り來たり候ところ休山相成り渡世方難渋仕り候に付き 炭燒立て仕りたき段 中尾喜平

列江示談再三嘆願奉り候ところ 先般炭焼き致さずでは生計差支え候者に限り 一ヶ年分だけ御払い下げ御許可

によつて同人共金主入着手相成り有難きしあわせに存じ奉候 しかるところ今般 外村々より苦情申立て候に付

き重松少属殿染谷史生殿御出張御説諭の趣 謹承に奉り

候 当村においては炭燒稼方當業相成り候えばすこしも他念御座なく候 なおこの上打續き當業相成り候よう懇

願たてまつり候 よつてこの上打續き當業相成り候以上

明治八年九月廿四日 百姓惣代 井戸口 勘藏

同 多田 柳平

同 安藤 此平

同 汝月 惣平

同 田中 幸太郎

右立会副戸長 戸坂 陽一

同（第二十七小區） 戸長 堺田 兵助

書面黒沢より申立ての趣 戸長より承り候に付き奥

印仕り候 以上

（第四区） 区長 山名 勇記

大分県令 森下景瑞殿

（県よりの回答）

請書の趣聞き置き候 もつとも連年當業の義はな  
お引き続き林木払い下げこれ有り候よう申立て遣  
わすべき条 この段存すべきこと

明治八年九月廿七日

## 【大意】

御官林炭焼き立て御請書

第四大區二十七小區青山のうち黒沢

當業の炭焼きが（廢藩後）休山になつて難渋している。

中尾喜平らに再三嘆願しているが、困窮しているものに限り、一年だけ、官林の払い下げを許可され感謝している。しかし他の村から苦情があり重松少属や染谷史生殿がお出しになり説得され謹んで承りました。一年限りと言わざその後も當業できますよう懇願したいのでよろ

しくお願ひいたします。

明治八年九月廿四日

その二

縣租第七一九 明治十三年二月廿五日

百姓惣代 井戸口勘蔵 多田 柳平

安藤 此平 汝月 惣平

田中幸太郎

右 立会副戸長 戸坂 陽一

(第二十七小区) 戸長 堺田 兵助

書面は黒沢よりの申請で、戸長より承ったので奥印する。

(第四区) 区長 山名 勇記

大分県令 森下景瑞殿へ

(県よりの回答)

請書は承知したがその後の営業の件は改めて林木  
払い下げを申請するよう。

明治八年九月廿七日

私共儀

從來當郡當村字黒沢山大越山山口山ノ三山ニ於テ

炭焼稼営業仕来候處廢藩後休山相成一同難

済仕候ニ付該三山炭焼立奉嘆願候處去ル

明治八年御允許相成一同難有奉存候然ル處金

主タル幸松雄三郎等着手ノ振合ニテハ金主ノ名

實全ク相違仕願主乃チ本主タル人民ノ権利ハ自

然消滅仕甚以遺憾ノ次第ニ御座候右ニ付今般雄

三郎等ヘ本主金主ノ區別判然相立テ営業致シ度

段穩當示談ニ及ヒ候處願主タルハ乃チ拙者共ニ

テ地方人民ハ更ニ關係無之杯意外ノ返答有之候

ニ付乃チ御廳へ出頭右之次第小野八等属殿へ御面

話申上候處決局幸松等更ニ人民へ關係無之段申立

候ハ甚不都合云々被仰聞尔來雄三郎等モ右粗漏ノ

言陳謝仕候得ハ權利ノ在所殆ト判然仕候且内務省

御指令ニモ幸松等へ御拂下ノ文辞ハ一モ無之又御

廳ヨリ旧二十七小区十八ヶ村炭焼出願ノ砌り大越

山口黒沢ノ三山近傍ノ者從来炭焼耳ヲ以テ生計ノ一途ト致シ候者ニ限り営業ノ為メ中尾喜平列ノ者へ金主仕入申付再業相開キ候云々ノ御指令モ有之

歎ニ奉存候得者今更疑念無之筈ニ候ヘ共本主タル人民ノ権利確定ノ上幸松等へ精々示談ヲ遂ケ双方不都合無之様営業仕度存處ニ付右願主タルノ権利何レニ存在仕候義ニ有之候歎為念奉伺候也

南海部郡青山村總代

明治十三年二月廿一日

後藤太四郎

汐月弥平治

(印)

大分縣大書記官小原正朝殿

前書ノ通申出候ニ付奥書仕候也

明治十三年二月廿二日

右戸長内田善三郎

(印)

右之通候也

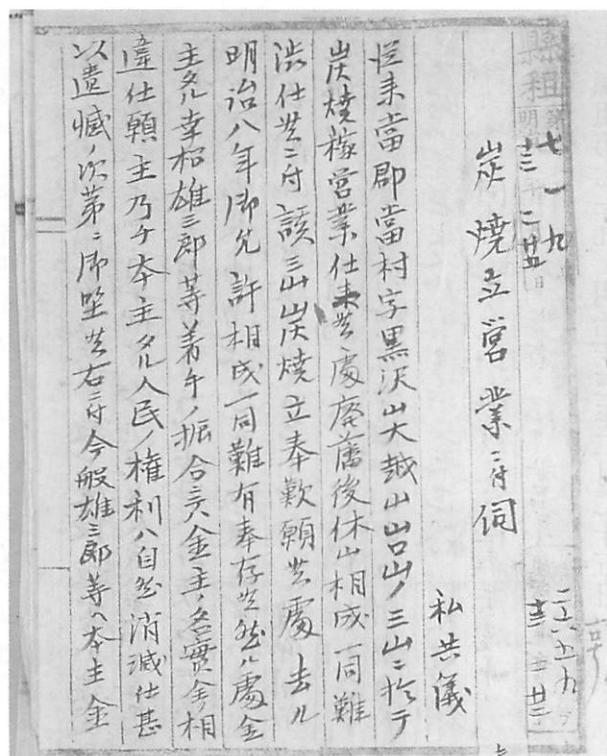
明治十三年二月廿三日

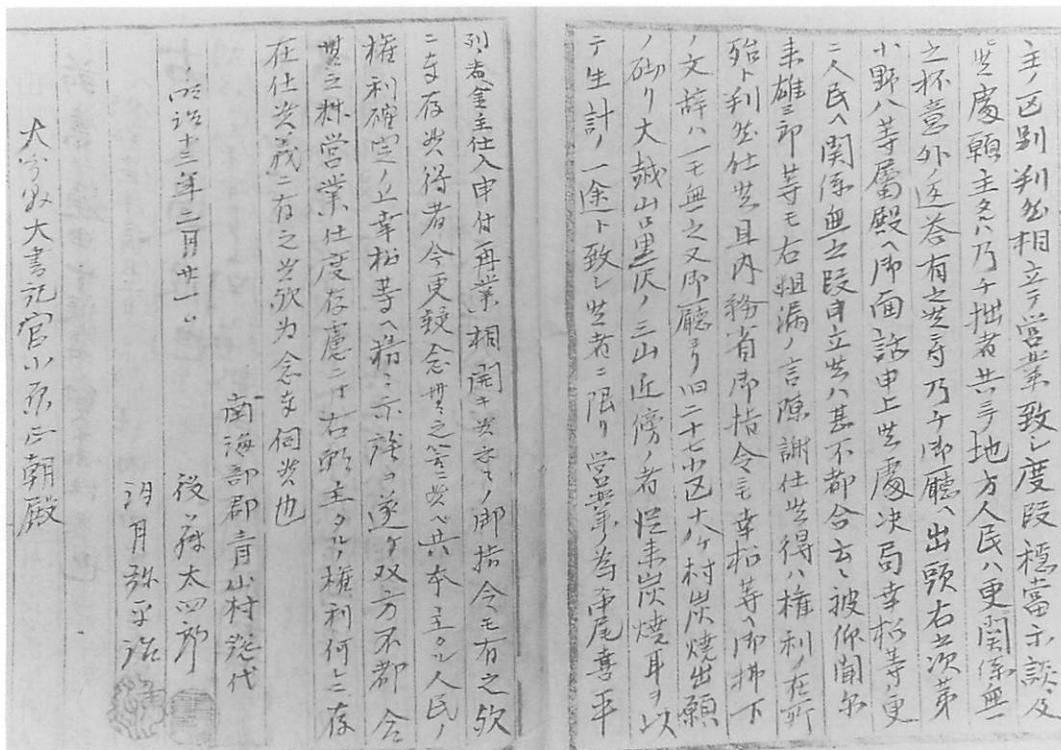
南海部郡長齋藤利明<sup>(7)</sup>

(印)

書面僉議之次第有之候条該炭山ニ係ル一切ノ書類取纏メ可差出其上何分可相達候事  
令代理

明治十三年三月四日大分縣大書記官小原正朝<sup>(8)</sup>  
(印)





大字役大書記官小原正朝殿

明治十三年二月廿一日

後藤太四郎

列奏金主仕入申付再業相開キ安字ノ脚指令モ有之欵  
ニモ存次得若今更寢念せ之等々共本主シ人民  
権利確立ニ立幸松寺等ヘ精ニ示説ニ遂ケ双方不都合  
豐三林営業仕度存慮ニナ右の主タク権利何ニ存  
在仕度成ニ有之坐次为念幸同奏也

南海郡御青山村越代

【読み下し】

縣租第七十九 明治十三年二月二十五日

炭焼立て営業に付き伺い

私ども儀 従来当郡当村字黒沢山大越山山口山ノ三山に  
おいて炭焼稼ぎ営業仕り來たり候ところ廢藩後休山相成  
り一同難渋仕り候に付き該三山炭焼き立て嘆願たてまつ  
り候ところ去る明治八年ご允許相成り一同有難く存じた  
てまつり候 しかるところ金主たる幸松雄三郎等着手の

前書ノ通申宇浪舟便書仕候也

明治十三年二月廿二日 右戸長 内 田善三郎

右之通候也

明治十三年二月廿二日 南海郡即長齋藤利助  
勧請書

書面會議之次第首之候条該炭山ニ係ニ切  
書類取繻可差出其上何乞可相達候事

今代理

明治十三年二月廿二日 大分縣大書記官小原正朝

振合にては金主の名實全く相違仕り願主すなわち本主たる人民の権利は自然消滅仕り甚だもって遺憾の次第にご

御候 右について今般雄三郎等へ本主金主の區別判然相

立て営業致したき段穩當示談に及び候ところ願主たるは

乃ち拙者共にて地方人民は更に關係これ無くなど意外の返答これあり候に付き 乃チ御序へ出頭 右の次第小野

八等属殿へ御面話申し上げ候ところ 決局幸松ら更に人民へ關係これ無き段申し立て候は甚だ不都合云々仰聞か

され爾來雄三郎らも右粗漏の言陳謝仕り候えば権利の在所殆ど判然仕り候 且つ内務省御指令にも幸松らへ御払

下の文辞はひとつもこれ無く 又 御序より旧二十七小区十八ヶ村炭焼出願のみぎり大越山口黒沢の三山近傍の者從来炭焼のみをもつて生計の一途と致し候者に限り営業のため中尾喜平列の者へ金主仕り入り申しつけ再業相開き候云々の御指令もこれありかに存じ奉り候えば今更疑念これ無きはずに候えども本主たる人民の権利確定の上幸松等へ精々示談を遂げ双方不都合これ無き様営業仕りたく存ずところに付き右願主たるの権利何れに存在仕り候義にこれあり候か 念のため伺い奉り候なり

南海部郡青山村總代

明治十三年一月廿一日

後藤太四郎 汝月弥平治 印

大分縣大書記官小原正朝殿

前書の通り申し出で候に付き奥書き仕り候なり

明治十三年二月二十二日 右戸長 内田善三郎 印

右の通り候なり

明治十三年二月二十三日南海部郡長 斎藤利明 印

勸告第廿四号

書面詮議の次第これあり候条その炭山に係る一切の書類取りまとめ差し出すべし その上何分相達すべく候

事

令代理

明治十三年三月四日 大分縣大書記官小原正朝 印

【大意】

(二月二十二日付 戸長名で)

以前より黒沢山・大越山・山口山の三山で炭焼きを生業としてきたが廢藩後休山となり生計に行き詰つてい

る。

明治八年に炭焼き再開を嘆願し認可されたので有難い

南海部郡青山村總代

が、金主の幸松雄三郎たち側での行き違いがあり我々の

権利が自然と消滅し大変遺憾である。

明治十三年一月廿一日

後藤太四郎

印

本主金主の區別を明確にして営業したいと穩當に示談

に及んだが、「願主たるはつまり我々であつて地方人民

は全く関係無い。」など意外の返答があり ただちに御

府へ出頭し、右のこととを小野八等属殿へ申し上げた。決

局のところに幸松らが「全く人民には関係無い。」と申

し立てたことは大変不都合であるなど苦言を呈したので

幸松雄三郎らも右の失言を陳謝したので権利の在所はほ

ぼ判明した。

印

大分縣大書記官小原正朝殿

汐月弥平治

印

(三月四日、県令代理から)

検討するので炭焼き関連の書類一切を提出するよう

に。

また、内務省の御指令も幸松らへお払い下げの文言はひとつも無い。又 御府より旧二十七小区十八ヶ村炭焼出願の際大越山口黒沢の三山周辺の者はこれまで炭焼のみで生計をたててている者に限り炭焼立再開のため 中尾喜平以下に金主となるよう申しつけ再開云々の御指令もあるかと思い、今更行き違いが無いよう本主たる人民の権利確定の上 幸松等へ充分話をつけ、互いに不都合であつた林営業したく思うので右願主の権利はどちらに存

在するのか 念のためおききしたい。

〔その三〕  
縣租一五八一号十三年五月五日

炭山之義ニ付願書

南海部郡青山村御官林炭焼立之義ニ付先般  
伺書ヲ以テ上陳仕候以来日々御左右奉侍候處  
只今迄何タル御指揮無之固ヨリ御廳ニ於テ御  
都合之次第有之候義トハ奉存甚奉恐入候得共  
至急御指令被成下候様奉懇願候也

南海部郡青山村

明治十三年四月三十日 汝月弥平治

印

後藤太四郎

印

る只今まで何たる御指揮これ無く もとより御序においてご都合の次第これ有り候義とは存じ奉り甚だ恐れ入り奉り入候えども 至急ご指令成され下し候よう懇願たてまつり候なり

南海部郡青山村

明治十三年四月三十日 汝月弥平治

印

後藤太四郎

印

南海部郡青山村官林炭燒立義  
傳書ヲ以テ上陳はシ以来日ニ序左右奉侍小處  
只今迄何乞拂指揮事之固弓ア應接ナシ  
御令ニ次第有之加義リ奉存君奉學入得共  
至急御指令被成下候様奉懇願申也

南海部郡青山村

明治十三年四月三十日

汝月弥平治

後藤太四郎

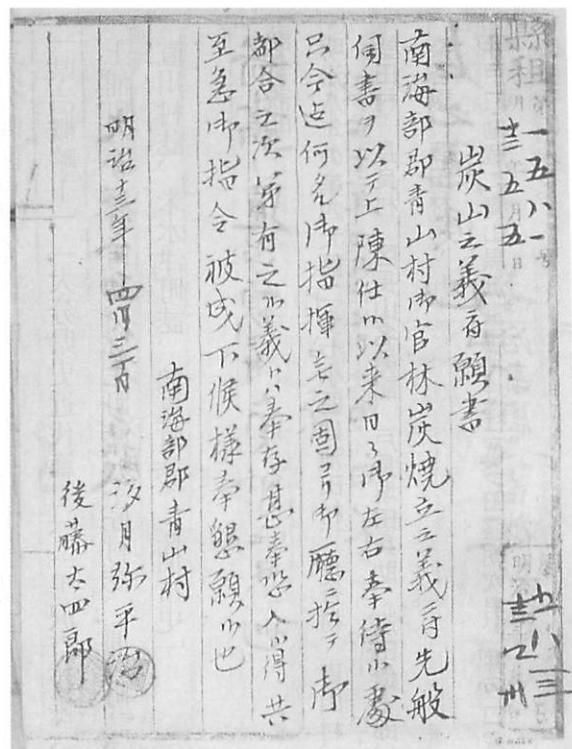
### 【大意】

(四月三十日、青山村から)

陳情以来、落ち着きなくお待ちしておりますが、何の沙汰も無い。県庁も事情はおありでしうが、大変恐れ入りますが至急御指令ください。

### 【解説】

青山村からの嘆願書は三日後県に受理されたが県令代理の小原からの返答は十日を要し、「一切の書類」の提出を促すが具体的な指示はない。西南の役を挟んで明治十三年二度目、三度目の嘆願書が提出されたが、その後、その年のうちに更に三度、明治十四年には五度の願書が



### 【読み下し】

県租一五八一号十三年五月五日

炭山の義に付き願書

南海部郡青山村ご官林炭焼き立ての義に付き先般伺い書をもつて上陳仕り候 以来日々御<sup>こそう</sup>左右待ち候とこ

出された。しかし、書類の不備を指摘する県、指令内容の不審を上申する青山村からの問い合わせなどが往復している。

### 【参考文献】

「明治七年大分縣八大区組分戸長副戸長簿」

「大分縣区戸長名簿 明治八年三月十八日改」

「県治概略 I」、「大分縣史近代篇 I」、「黒沢戸籍帳」、

上浦町誌、宇目町誌、弥生町誌、本匠村誌、蒲江町誌、直川村誌、米水津町誌、鶴見町誌、佐伯市史」

### 【語彙説明】

(1) 明治八年の第四大區二十七小區は池田村、長谷村、青山村、堅田村、長良村。区長山名勇記、戸長堺田兵助、浅田健十郎、染谷譲、藤田林策。

(2) 井戸口勘蔵 青山黒沢富尾神社社家多田盛朝次男、井戸口家に養子に入る。

(3) 堀田兵助 天保十三年～嘉永四年「御家中席帳」で御徒士。「佐伯雜記」(増村隆也)には俵を担いで神社の石段を数往復した逸話、他流試合に出た武勇伝が残る。

(4) 山名勇記 明治四年佐伯藩城下地図で現佐伯小学校南東に居を構えている。「温故知新録一」毛利家給人等出仕書上写、

御家中分限帳、「温故知新録 四」諸御役人姓名書には赤沢氏として登場する。義賢寺に赤沢、山名両氏の並ぶ墓所が残る。

(5) 森下景瑞 初代大分県令。旧備前藩士。

戊辰戦争に従軍。県令辞任後は黒住教副管長。

(6) 幸松幸三郎 屋号酢屋。仮県庁として自宅を提供。水没した別府湾の瓜生島島長の子孫と言われる。

(7) 斎藤利明 明治十一年南海部郡長に就任。床木隧道の改修記念碑に名が残る。

(8) 小原正朝 旧岡藩士。後年立党し、三代県令西村亮吉と対立。県議、県議会議長歴任。